

第7号様式（第9条関係）
（その1）

令和 6 年分
（令和 年 月 日開催分）
収 支 報 告 書

（フリガナ）
1 政治団体の名称 ゼイリシニョルキタガワカズオコウエンカイ
税理士による北側一雄後援会
2 主たる事務所の所在地 大阪府堺市北区中百舌鳥町1-219
3 代表者の氏名 竹内 芳彦
4 会計責任者の氏名 古渕 孝仁

政治団体の区分

☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 古渕 孝仁
(電話) 072-221-6767
(電話) _____
(電話) _____

資金管理団体の指定の有無

☐ 有
☒ 無

公職の種類 _____

資金管理団体の届
出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の 氏 名 _____

公職の種類 _____

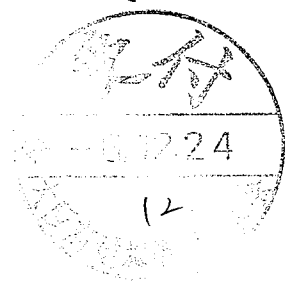
「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで



区分	団体コード	年 分	異動	届出年月日	国会議員 団体区分	解散年月日	告示用コード
	S E 0 3 0 9	R 0 6		R 0 6 1 2 2 4		R 0 6 1 2 2 3	

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収	入	総	額			十億			百万	千		円			
									1	6	0	1	3	2	7
(前 年 か ら の 繰 越 額)									1	1	1	7	0	6	0
(本 年 の 収 入 額)										4	8	4	2	6	7
支	出	総	額						1	6	0	1	3	2	7
翌 年 へ の 繰 越 額															0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員 数				

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額							備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	千	円					
(うち 特 定 寄 附)									
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附									
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附			2	5	0	0	0	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			2	5	0	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)									
イ 政 党 匿 名 寄 附									
合 計 (ア+イ)			2	5	0	0	0	0	

(その6)

(6) その他の収入												
摘 要		金 額								備 考		
			十億		百万		千		円			
こ の 頁 の 小 計												
1 件 10 万 円 未 満 の も の						2	3	4	2	6	7	
合 計						2	3	4	2	6	7	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳											寄 附 者 の 区 分		政 治 団 体			
団 体 の 名 称	金 額										年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考		
近畿税理士会政治連盟			十億			百万		1	0	0	0	0	06.02.09	大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館内	那須 弘敬	
近畿税理士会政治連盟								1	0	0	0	0	06.04.25	大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館内	那須 弘敬	
近畿税理士会政治連盟								3	0	0	0	0	06.07.12	大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館内	那須 弘敬	
近畿税理士会政治連盟								1	0	0	0	0	06.08.23	大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館内	那須 弘敬	
近畿税理士会政治連盟								1	0	0	0	0	06.12.10	大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館内	那須 弘敬	
こ の 頁 の 小 計								2	5	0	0	0	0			
そ の 他 の 寄 附																
合 計								2	5	0	0	0	0			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目				金 額								備 考	
1 経 常 経 費				十億		百万			千		円		
(1) 人 件 費													
(2) 光 熱 水 費													
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費													
(4) 事 務 所 費													
小 計													
2 政 治 活 動 費													
(1) 組 織 活 動 費						1	6	0	1	3	2	7	←
(2) 選 挙 関 係 費													
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費													
そ の 他 の 事 業 費													
(ア機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費)													
(イ宣 伝 事 業 費)													
(ウ政 治 資 金 パーティー開催事業費)													
(エそ の 他 の 事 業 費)													
(4) 調 査 研 究 費													
(5) 寄 附 ・ 交 付 金													
(6) そ の 他 の 経 費													
小 計						1	6	0	1	3	2	7	←
合 計						1	6	0	1	3	2	7	←

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分				組織活動費		(組織対策費)	
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考				
勉強会会場費						2	8	8	0	0	0	06.02.15	株式会社 南海グリル	堺市堺区車之町西2-1-30			
勉強会会場費						3	2	8	0	0	0	06.7.17	株式会社 南海グリル	堺市堺区車之町西2-1-30			
勉強会会場費						2	2	4	4	5	5	06.10.25	ホテルアゴーラリージェンシー 大阪堺	堺市堺区戎島町4-45-1			
勉強会会場費						2	5	6	0	0	0	06.12.18	株式会社 南海グリル	堺市堺区車之町西2-1-30			
解散記念品代						4	1	5	8	0	0	06.12.23	(株)阪急阪神百貨店	大阪市北区角田8-7			
こ の 頁 の 小 計						1	5	1	2	2	5	5					
そ の 他 の 支 出								8	9	0	7	2					
合 計						1	6	0	1	3	2	7					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 12月24 日

政治団体の名称

税理士による北側一雄後援会

会計責任者の氏名

古 谷 孝仁

解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名

竹内 孝 孝)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。